

## 法人町民税の税率改正について

### 1. 法人町民税法人税割の税率が引き下げになりました。

地方間の財政力格差を是正するため、地方税法の改正等により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人町民税の法人税割の税率は 12.1% に改正されました。

改正前	改正後	差
14.7%	12.1%	△2.6%

### 2. 法人町民税法人税割の税率改正に係る予定申告額の経過措置について。

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人町民税の法人税割は、前事業年度の法人税割額 × 4.7/前事業年度の月数 とする経過措置が適用されます。

改正前	改正後	差
6/12*	4.7/12*	△1.3/12*

\*前事業年度の月数が12月の場合

※当該措置は、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額に限られることにご注意ください。